

福

祉

1 民生（児童）委員の活動

(1) 民生（児童）委員推薦

民生（児童）委員（定数433人）の一斉改選及び欠員が生じた場合，市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会，市推薦会及び地区推薦会を開催し，候補者を厚生労働大臣に推薦する。

(2) 民生（児童）委員の活動助成

ア 地区民生委員児童委員協議会の育成強化

地区民生委員児童委員協議会（14地区）の開催の励行と研究協議の活発化を図るため運営事務費の一部を補助する。

委員 1 人当たり 4,360円／年

1 地区当たり 100,000円／年

イ 市民生委員児童委員連合協議会の育成強化

民生（児童）委員の資質の向上と実務の推進に努めるとともに，地区民生委員児童委員協議会の会長，副会長からなる市民生委員児童委員連合協議会理事会を定例的（8月を除く毎月）に開催し，全市的な活動の統一を図るため，同協議会の運営費の一部を補助する。

委員 1 人当たり 1,700円／年

ウ 民生（児童）委員活動費の補助

会 長 1 人当たり 114,200円／年（14人）

副 会 長 〃 106,200円／年（28人）

その他の委員 〃 103,200円／年（391人）

2 社会福祉事業

(1) 社会福祉協議会事務局及び社会福祉協議会主催事業に対する助成

市社会福祉協議会事務局体制強化のため役職員の人件費及び社会福祉大会開催について補助を行う。

76,048千円

(2) 各種団体等への助成

茨城県更生保護協会負担金 191千円

水戸地区保護司会補助金 900千円

水戸人権擁護委員協議会負担金 678千円

(3) 遺族援護事業

遺族に対する各種援護法に基づく援護措置の手続き，指導を行う。また，追悼式等の慰霊事業を実施するほか，市遺族会の事業運営を補助する。

(4) 地域改善対策事業

同和問題の早期解決のため、地域住民の生活向上と一般市民の理解を深めるための事業の推進と調整を行う。

ア 地域改善対策事業に係る調整

イ 運動団体との対応

ウ 運動団体への助成

エ 同和問題の研修会等への参加

オ 施設管理 その他

(5) 社会福祉審議会

社会福祉法第7条に規定する社会福祉審議会を設置する。

水戸市社会福祉審議会（25名）

民生委員審査専門分科会（7名以内）

障害福祉専門分科会（20名以内）

障害福祉専門分科会審査部会（12名以内）

高齢福祉専門分科会（20名以内）

児童福祉専門分科会（20名以内）

地域福祉専門分科会（20名以内）

3 水戸市地域福祉計画（第4次）の推進**(1) 計画策定の趣旨**

近年、少子化に伴う人口減少や高齢化が進行するとともに、核家族化や単身世帯の増加、個人の価値観の多様化等により、地域住民同士のつながりの希薄化が顕著になり、家庭や地域で助けあう機能が弱まっている。

そのような中、地域のあらゆる課題を「我が事・丸ごと」として解決できる地域共生社会の実現を目指し、本計画を、福祉分野における個別計画の横断的な計画として策定した。

(2) 計画期間

2024（令和6）年度から2028（令和10）年度までの5か年

(3) 目指す姿

全ての市民が、住み慣れた地域で、ともに支えあい、助けあうという理念のもと、地域福祉を推進する施策を包括的に実施することにより、「すべての人がともに支えあい助けあう 地域共生のまち・水戸」を目指す。

(4) 基本方針

基本方針1 「つながり助けあう地域づくり」

基本方針2 「包括的な支援体制づくり」

基本方針 3 「ともに支えあう人づくり」

(5) 重点施策

重点施策 1 地域でつながる支えあい活動の推進

重点施策 2 必要な支援につなぐ相談支援の充実

重点施策 3 福祉のこころをつなぐ人づくりの推進

4 令和 7 年度社会福祉法人水戸市社会福祉協議会事業計画

[使命]

地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支えあいながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進する。

[経営理念]

- 1 地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現
- 2 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- 3 地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- 4 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス、活動の創出
- 5 持続可能で責任ある自立した組織経営

[基本方針]

2025年が到来し、超高齢社会・人口減少社会がもたらす社会問題（社会保障費の負担が増える、医療・介護体制の維持が困難になる、経済の縮小が加速する等）は、地域福祉にも大きな影響を与えることが懸念されている。誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をつくるためには、国や企業等の施策だけでなく、地域住民、事業者、関係団体、ボランティア、市町村、社会福祉協議会（以下「社協」という。）等が、地域の一員としてそれぞれの役割のもと、連携・協働の取組を促進する必要がある。

昨今の社協をめぐる新たな動きとしては、社協の組織特性、活動原則、機能などを定めた「新・社会福祉協議会基本要項」（平成 4 年策定）が、全国社会福祉協議会地域福祉推進委員会において見直しが行われ、令和 7 年度に「社会福祉協議会基本要項 2025」として示される予定である。新たな基本要項では、この 30 年間に地域福祉の政策化・施策化の進展、コロナ特例貸付を通じたセーフティネット機能の発揮、災害時等の支援等により、社協の果たす役割がますます広がっていることを踏まえ、社協の置かれている現状や課題、中長期的な社会の変化等を見据えながら、これから目指すべき社協の姿を定めている。

社協や地域福祉を取り巻く環境が大きく変化する中で、各社協がそれぞれの地域において、その使命や役割を果たし続けるためには、基本要項 2025 を具体化した中長期的な展望に基づく「将来ビジョン」（その時点で到達すべき社協像）を明らかにし、取り組むべき重

点課題を定め、計画的に取り組めるように具体的な方法を定める必要がある。

水戸市社会福祉協議会においても、地域共生社会の実現に向けた協働の中核を担う組織として、保健・医療・教育・司法関係者や企業、NPO等を含めた関係機関との重層的なネットワークをつくり、これまでの実績と特性を活かしながら新たな課題にスピード感をもって取り組んでいかなければならない。また、近年多発する大規模な自然災害に対しては、平常時から行政等と連携し災害に備えるとともに、発災した際は、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を把握した上で、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組（災害ケースマネジメント）も求められている。さらには、高齢者、障害者、生活困窮者、子ども等福祉サービス利用者の人格、能力及び個性を尊重した個別支援と地域づくりを一体的に展開するとともに、将来ビジョンに基づく福祉施設のあり方、既存事業の見直し及び新たな事業展開の検討も進める必要がある。

令和7年度は、2024（令和6）～2028（令和10）年度の5年間の「第4次水戸市地域福祉活動計画（福祉のまちづくり推進計画）」及び「第4次水戸市社会福祉協議会中期経営計画」が2年目を迎える。理事会、評議員会等の機能を十分発揮するとともに、職員一同、あらためて水戸市社会福祉協議会の使命や経営理念等を共有し、「ともに生きる豊かな地域社会～福祉のまち水戸～」の実現に向けて、経営環境の変化をしっかりと捉え、各部門における実施事業を重層的、包括的かつ効果的に取り組んでいく。

重点目標

- 1 住民主体の方針に基づき一人一人の想いと行動が尊重される、誰もが安心して自分らしく暮らせる「福祉のまち水戸」の実現を目指す。
- 2 すべての役職員は、視点（「社協職員行動原則」「倫理綱領・行動規範」）の共有を図りながら、各部門に求められる知識・スキルの研鑽を深めるとともに、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。
- 3 誰もが支え合う新たな地域づくりを推進するために、本会支部を中心とした活動を進めるとともに、地域の各種団体との連携・協働による取組を広げ、地域のつながりの強化に努める。
- 4 市民の福祉意識の醸成を図るとともに、ボランティア活動の振興、福祉教育の推進を図る。
- 5 相談支援に関する知識・スキルの向上及び関係機関とのパートナーシップの確立を推進し、一人ひとりのニーズに基づく相談・支援活動、権利擁護支援等の個別支援と地域づくりを連動・循環させながら展開する。
- 6 施設・事業所の利用者及び家族等のニーズに立脚した生活・就労支援の個別支援を、必要に応じて意思決定支援ガイドライン（認知症高齢者／障害者）を取り入れながら実践するとともに、一人ひとりがその人らしく暮らすことができる地域づくりを一体的に展開する。

実 施 事 業（市委託事業等）

1 法人経営部門

（１）広報啓発事業

ア 第56回水戸市社会福祉大会の開催（市補助事業）

（２）「水戸市福祉ボランティア会館」の運営（市より指定管理）

2 地域福祉部門

（１）生活支援体制整備事業【重点】

（２）地域福祉推進・敬老慶祝事業「福寿のつどい」（市補助事業）【重点】

（３）高齢者福祉関係

ア 第52回金婚祝賀会の開催（市と共催）

イ 愛の定期便事業（市より受託）

ウ 水戸市いきいき交流センターの運営（８施設）（市より指定管理）

①各種教養講座 ②健康相談 ③作品展示会及び発表会

④陶芸窯の管理運営 ⑤研修室等の貸出 ⑥公衆浴場の運営

⑦介護予防事業 ⑧売店の設置

⑨多世代交流事業 ⑩子育て支援事業（あかしあ）

（４）ボランティア振興事業

障害者グループ外出支援奉仕員養成・派遣事業（市より受託）

3 相談支援・権利擁護部門

（１）水戸市基幹相談支援センター（東部・西部）の運営（市より受託）【重点】

（２）生活困窮者自立相談支援室の運営（市より受託）【重点】

ア 生活困窮者自立相談支援事業

住まいの総合相談支援事業【新規】

イ 生活困窮世帯子どもの学習・生活支援事業

（開催場所 ミオス，サン・アビリティーズ，いきいき交流センターふれしあ・あじさい，竹隈，見和，寿，堀原市民センター）

（３）権利擁護サポートセンターの運営【重点】

県央地域成年後見支援事業（市より受託）

4 介護・生活支援サービス部門

（１）水戸市身体障害者生活支援施設いこいの運営（市より指定管理・指定障害者支援施設・指定障害福祉サービス）

（２）水戸市立開江老人ホームの運営（市より指定管理・養護老人ホーム）

（３）水戸市福祉作業所むつみの運営（市より指定管理・指定障害福祉サービス）

（４）水戸市身体障害者デイサービスセンターあかつかの運営【重点】（市より指定管理・指定障害福祉サービス）

（５）一時預かり事業所あかつかスマイルキッズの運営（市補助事業）

(6) 水戸市障害者教養文化体育施設水戸サン・アビリティーズの運営（市より指定管理）

(7) 介護保険認定調査室の運営（市より受託）

5 就労支援サービス部門

(1) 水戸市身体障害者就労支援施設のぞみの運営（市より指定管理・指定障害福祉サービス）

(2) 水戸市知的障害者就労支援施設はげみの運営（市より指定管理・指定障害福祉サービス）

(3) 水戸市知的障害者就労支援施設みのりの運営（市より指定管理・指定障害福祉サービス）

(4) 就労支援事業所水戸市リサイクルセンターの運営（市より受託・指定障害福祉サービス）

(5) 就労支援事業所あかつかの運営（市より受託・指定障害福祉サービス）

(6) 知的障害者等生活訓練事業（市より受託）

※【新規】は新規事業，【重点】は重点事業を表す。

5 生活保護事業

生活保護法に基づき，生活困窮者に対し，その困窮の程度に応じ，必要な保護を行い最低生活の維持と自立助長を図る。

(1) 各扶助費の対象者数，基準額

項 目	対 象 者 数	基 準 額
生 活 扶 助	月平均見込 4,614人	年齢別に算出
住 宅 扶 助	月平均見込 3,619世帯	35,400円以内（1人世帯） 42,000円以内（2人世帯） 46,000円以内（3人～5人世帯） 50,000円以内（6人世帯） 55,000円以内（7人以上世帯）
教 育 扶 助	月平均見込 145人	小学校4,570円 中学校6,550円
医 療 扶 助	月平均見込 3,380人	現物支給
出 産 扶 助	年間見込 8人	分娩318,000円以内
生 業 扶 助	月平均見込 75人	47,000円以内
葬 祭 扶 助	年間見込 87人	大人219,000円以内 小人175,200円以内
介 護 扶 助	月平均見込 1,060人	現物支給
施設事務費	（救護施設4か所収容）61人	202,010円（平均）

(2) 保護基準の適用例（水戸市 2－1 級地）

○標準 3 人世帯（33歳の夫，29歳の妻，4歳の子）の場合

生活扶助	144,290円（冬季加算除く）
児童養育加算	10,190円
住宅扶助	46,000円（特別基準）
計	200,480円

(3) 各種加算（主なもの）

- ・妊産婦加算 妊娠 6 か月未満 9,130円 妊娠 6 か月以上 13,790円
産婦 8,480円（専ら母乳保育は 6 か月間。その他は 3 か月間。）
- ・障害者加算（居宅）身障 1・2 級，国年 1 級 24,940円
身障 3 級，国年 2 級 16,620円
（入院・入所）身障 1・2 級，国年 1 級 22,310円
身障 3 級，国年 2 級 14,870円
- ・介護施設入所者加算 9,880円以内
- ・在宅患者加算 13,270円
- ・児童養育加算
高等学校等終了前の児童（18歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童をいう。）1 人につき 10,190円
- ・母子加算
（居宅） 17,400円（児童 1 人）
4,400円（児童が 2 人の場合加算額）
2,700円（3 人以上 1 人を増すごとに加える額）
（入院・入所） 19,350円（児童 1 人）
1,560円（児童が 2 人の場合加算額）
770円（3 人以上 1 人を増すごとに加える額）

(4) 臨時的一般生活費（主なもの）

- ・被服費
布団類 再生可の場合 15,200円以内 新規購入の場合 22,200円以内
平常着 15,300円以内 おむつ 26,100円以内
- ・家具什器費 35,800円以内（特別基準 57,000円以内）
- ・移送費 必要最小限度の額
- ・入学準備金 小学校入学時 91,600円以内 中学校入学時 101,000円以内

(5) 生活保護状況（実績）

（単位：人，千円）

年度	区 分	生 活	住 宅	教 育	医 療	そ の 他	合 計
4	延 人 員 扶 助 額	56,145 2,796,055	54,485 1,341,162	2,836 29,006	46,315 3,721,412	13,650 481,002	173,431 8,368,637
5	延 人 員 扶 助 額	55,728 2,794,751	54,125 1,358,593	2,561 22,820	46,374 3,806,789	13,762 346,626	172,550 8,329,579
6	延 人 員 扶 助 額	55,293 2,797,414	53,712 1,367,331	2,547 19,708	46,410 3,965,866	13,922 549,785	171,884 8,700,104

6 障害者自立支援給付事業**(1) 介護給付**

障害支援区分が一定以上の人に，生活上又は療養上必要な介護を行う。

- ・居宅介護（ホームヘルプ）：自宅で入浴や排せつ，食事の介護など，生活全般にわたる介護サービスを行う。
- ・重度訪問介護：重度の肢体不自由，知的障害，精神障害があり，常に介護が必要な障害者に，自宅での介護から外出時の移動支援などを総合的に行う。
- ・同行援護：視覚障害により，移動に著しい困難を有する障害者に対し，外出時において，当該障害者等に同行し，移動に必要な情報を提供するとともに，移動の援護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を行う。
- ・行動援護：知的障害又は精神障害により，自己判断能力が制限されている者が，外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行う。
- ・重度障害者等包括支援：常に介護を必要とする障害者の中でも介護の必要性がとて高い障害者に，居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に行う。
- ・短期入所（ショートステイ）：自宅で介護を行う者が病気等の場合に，短期の入所による入浴，排せつ，食事の介護などを行う。
- ・生活介護：常に介護を必要とする障害者に，主に日中に障害者支援施設等で行われる入浴，排せつ，食事の介護や創作的活動，生産活動の機会の提供などを行う。
- ・療養介護：病院などの施設で，主に日中に機能訓練や療養上の管理，看護，医学的管理の下での介護など，日常生活上の援助を行う。
- ・施設入所支援：介護が必要な障害者又は通所が困難な障害者に対して，居住の場を提供し，夜間や休日における日常生活上の支援を行う。

(2) 訓練等給付

身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行う。

- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）：自立した日常生活や社会生活ができるよう，身体機能や生活能力向上のための訓練を一定期間行う。

- ・就労移行支援：一般企業等への就労を希望する障害者に，就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを一定期間行う。
- ・就労継続支援（雇用型・非雇用型）：一般企業等での就労が困難な障害者に，働く場の提供や就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行う。
- ・共同生活援助（グループホーム）：地域で共同生活を行う障害者に対し，住居において，相談や日常生活上の援助を行う。
- ・自立生活援助：施設や精神科病院等から，ひとり暮らしを始めた時に，生活や健康，近所づきあいなどに問題がないか訪問して必要な助言などの支援を行う。
- ・就労定着支援：一般就労へ移行した障害者が，就労に伴う環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問，来所により必要な支援を行う。

(3) 指定相談支援

- ・計画相談支援及び障害児相談支援：障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する障害者及び障害児に対し，サービス等利用計画の調整やモニタリングを行う。
- ・地域相談支援：①地域移行支援－障害者支援施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者に対し，住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行う。②地域定着支援－居宅において単身，あるいは，家庭の事情により同居している家族に支援を受けられない障害者に対し，常時の連絡体制を確保し，障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に，相談，緊急訪問その他必要な支援を行う。

(4) 障害児通所支援

- ・児童発達支援：未就学の障害児に対し，日常生活における基本的な動作の指導，知識技能の付与，集団生活への適応訓練，その他必要な支援を行う。
- ・放課後等デイサービス：学校通学中の障害児に対し，放課後や長期休暇中において，生活能力向上のために必要な訓練等を行う。
- ・保育所等訪問支援：保育所や幼稚園等を訪問し，集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
- ・居宅訪問型児童発達支援：重度の障害などで，通所への支援の利用が困難な障害のある児童に対して，居宅を訪問して発達支援を行う。

(5) 自立支援医療（更生医療）

障害の程度の軽減や残された機能の回復を目的とした手術等を受ける場合に必要な医療費の給付を行う。

(6) 自立支援医療（育成医療）

身体に障害があり，手術等により確実な治療効果が期待できる児童に対し，必要な医療費の給付を行う。

(7) 補装具費の支給

障害者等の身体機能を補完し、又は代替する機能を有する補装具（義肢、装具、車いす等）の購入費や修理費の一部を公費で負担する。

(8) 障害支援区分審査会

居宅介護・短期入所・生活介護など、介護給付費の支給決定を適切かつ円滑に実施するため、介護給付費の支給を希望する者及び障害支援区分の更新、変更を希望する者に対し、認定調査を実施し、主治医から医師意見書を聴取した上、審査会を開催し、介護を必要とする度合い（障害支援区分）を決定する。

また、標準利用期間終了ケースの更新時など、支給要否決定に当たり、必要に応じて意見を聴取する。

7 障害者地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

精神保健福祉についての講演会や障害者体験発表等を行う、こころの健康講座や精神障害者の生活及び福祉制度についての理解と認識を深める精神障害者家族教室を実施することで、精神障害者に対する理解と社会参加への支援を求める。

また、ふれあいのひろばを開催することで、障害を持つ人も持たない人も、ともに集い、交流を通じて、相互の理解を深め合い、ともに生きる地域社会づくりを目指す。

(2) 自発的活動支援事業

障害者の機能回復を目的として障害者関係団体が行う、レクリエーションも兼ねた野外機能回復訓練に補助を行う。

(3) 基幹相談支援センターの運営

障害のある方が地域で安心して暮らせるよう、各種の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、障害者の地域生活支援を進めるための地域生活支援拠点等の構築の役割を有する「水戸市基幹相談支援センター」を、水戸市社会福祉協議会に委託して実施。

- ・ 名 称 東部基幹相談支援センター
- 所 在 地 水戸市中央1－4－1（障害福祉課となり）
- ・ 名 称 西部基幹相談支援センター
- 所 在 地 水戸市赤塚1－1 ミオスビル2階

(4) 障害者相談支援事業

障害者及びその家族が地域の中で自立し、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援することを目的に、「障害者相談支援事業」を下記に委託して実施。

- ・ 名 称 水戸市精神障害者地域生活支援センター「かさはら」
- 所 在 地 水戸市笠原町1370－1

(5) 成年後見制度利用支援

知的障害者，精神障害者のうち本人に身寄りがない等，当事者による申立てが困難な場合，市長による申立てを行い，成年後見制度の利用の支援を行う。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚障害者の家庭生活，社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行うため，窓口到手話通訳者を配置し，福祉の増進を図る。（午前8時45分～午後5時15分）

また，必要に応じて手話通訳者・要約筆記者の派遣を行う。

(7) 意思疎通支援従事者養成研修

聴覚障害者等のコミュニケーションを支援する担い手を拡充するため，手話通訳者の養成研修を実施するとともに，要約筆記者，盲ろう者向け通訳・介助員及び失語症者向け意思疎通支援者の養成研修事業を県と共同で実施する。

(8) 日常生活用具の給付等

障害者の日常生活の利便性を確保するため，障害の程度・種類にあわせた日常生活用具（特殊寝台，特殊便器，ストーマ用装具等）を給付する。

(9) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な表現技術を習得した者を養成し，聴覚障害者等との交流活動の促進を図る。

(10) 移動支援

屋外での移動が困難な障害者に対して，外出時の円滑な移動を支援し，自立生活や社会参加を促す。

(11) 地域活動支援センター

在宅障害者の日中活動の支援，日常生活の相談，地域交流の促進を図るため，創作的活動又は生産活動の場の提供，社会との交流促進等の便宜を図る。

・地域活動支援センター 4か所（市内3，市外1）

(12) 障害者虐待防止センターの運営

障害者虐待に係る通報及び届出を受理し，被虐待者の保護を要するなどの緊急の場合は，24時間電話対応を行う。また，障害者及び養護者に対しての相談，指導及び助言を行い，広報や啓発活動を通じて，障害者虐待の防止や権利擁護に努める。

所在地 水戸市役所福祉部障害福祉課内（本庁舎1階）

(13) その他任意事業

- ・訪問入浴サービス：家庭や通所施設等での入浴が困難な重度の身体障害者に対して，訪問入浴サービスを提供する。
- ・日中一時支援：障害者を施設等で一時的に預かることにより，障害者の日中における活動の場を確保し，障害者の家族の就労支援及び障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。
- ・スポーツ・レクリエーション教室開催：障害児（者）の社会参加と機能回復を図る

ことを目的として、スポーツ・レクリエーション教室を開催する。

- ・パラスポーツ・レクリエーション大会開催：身体障害者の機能回復や体力の維持向上を図り、交流を通して社会参加を促進することを目的に開催する。
- ・奉仕員養成講座：要約筆記技術を習得した要約筆記奉仕員，点訳技術を習得した点訳奉仕員，障害者のグループでの外出を支援する外出支援奉仕員を養成する。
- ・生活訓練事業：在宅の知的障害者等の自立と社会参加の促進を図るため，生活技術，コミュニケーション技術の指導訓練や余暇活動の実施を，社会福祉法人水戸市社会福祉協議会に委託する。

8 総合福祉作業施設運営事業

身体障害者就労支援施設「のぞみ」，知的障害者就労支援施設「はげみ」及び「みのり」，福祉作業所「むつみ」，身体障害者生活支援施設「いこい」について，社会福祉法人水戸市社会福祉協議会を指定管理者として運営を行い，日常生活の訓練，創作的活動や生産活動を通して，身体障害者及び知的障害者の自立と社会参加の促進を図る。

所在地 水戸市河和田町123－1

建物 ・水戸市身体障害者就労支援施設
「のぞみ」 975.75㎡ 定員 40人
・水戸市福祉作業所（生活介護，生活訓練）
「むつみ」 600.00㎡ 定員 40人
・水戸市知的障害者就労支援施設
「はげみ」 655.68㎡ 定員 30人

所在地 水戸市文京1－2－24

建物 ・水戸市知的障害者就労支援施設
「みのり」 617.69㎡ 定員 30人

所在地 水戸市河和田町655

建物 ・水戸市身体障害者生活支援施設
「いこい」 1,837.21㎡ 定員 50人（ショートステイ4人）

9 精神障害者社会復帰施設運営事業

精神障害者社会復帰施設について，社会福祉法人ひだまり会を指定管理者として運営を行い，相談事業，日常生活の訓練，創作的活動や生産活動を通して，精神障害者の自立と社会参加の促進を図る。

所在地 水戸市笠原町1370－1

敷地面積 1,339.14㎡

建物 鉄骨造2階建 773.38㎡（1階339.94㎡ 2階433.44㎡）
水戸市精神障害者社会復帰施設

- ・精神障害者自立支援事業所（生活介護，生活訓練，就労移行支援，就労継続支援）

「ひだまり」 489.78㎡ 定員 40人

- ・精神障害者地域生活支援センター

「かさはら」 283.60㎡ 定員 30人

10 重症心身障害者通所施設「あけぼの学園」運営事業

重症心身障害者通所施設「あけぼの学園」について，特定非営利活動法人あけぼの水戸を指定管理者として運営を行い，日常生活の訓練や創作的活動を通して，重症心身障害者の自立と社会参加の促進を図る。

また，施設の改築に伴い，平成22年度より，新たに入浴サービスの提供を実施するなど，事業の充実を図っている。

所在地 水戸市見川 5－127－91

敷地面積 1,952.11㎡

建物 木造平屋建 560.42㎡

定員 40人（生活介護）

11 その他の障害福祉関係事業

(1) タクシー料金の助成（福祉タクシー）

重度障害者で医療機関への通院等のためにタクシーを利用する場合，料金の一部を助成する。

(2) 身体障害者健康診査事業

日常生活において常時車いすを使用している身体障害者に対し，じょくそう，変形，膀胱機能障害等の発生予防のため健康診査を実施する。（対象：常時車いすを使用している在宅の身体障害者，18歳以上40歳未満の者）

(3) 緊急位置通報システム運用事業（NET119）

聴覚障害者等が，携帯電話から消防局へ火災や救急などの緊急通報，さらに，位置情報等を通報できるシステムの運用により，聴覚障害者等の緊急通報を支援する。

(4) 障害者関係団体の育成助成

障害者関係団体の自主活動を支援し，障害者の福祉向上に資するため補助金を交付する。

(5) 障害者スポーツ大会の参加

機能の回復と可能性を見だし，社会参加の意識を高めるため県障害者スポーツ大会に参加する。

(6) 障害者（児）住宅設備改善費用助成事業

重度の心身障害者の日常生活を容易にし，又は介護者の負担軽減を図るため，住宅整備費の一部を助成する。

(7) 身体障害者手帳審査交付事務

身体障害者の生活の安定や社会活動への参加に資するため身体障害者手帳の交付を行う。

(8) スポーツ仕様補装具補助事業

スポーツを通して、在宅障害者の心身の健康保持と社会参加の促進を図るため、スポーツ仕様補装具購入費の一部を補助する。

(9) 水戸市障害者教養文化体育施設「水戸サン・アビリティーズ」の運営

水戸市障害者教養文化体育施設「水戸サン・アビリティーズ」について、社会福祉法人水戸市社会福祉協議会を指定管理者として運営を行い、障害者の機能回復、健康の増進、コミュニケーション及び教養文化の向上等に寄与し、障害者の福祉の増進を図る。

所在地 水戸市見川町2563－705

敷地面積 3,346.90㎡

建物 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨）2階建 1,475.79㎡

施設 事務室，研修室，多目的ホール，教養文化室，図書室，音楽室，
談話ロビー，体育室

(10) 身体障害者デイサービスセンター「あかつか」の運営

身体障害者デイサービスセンター「あかつか」について、社会福祉法人水戸市社会福祉協議会を指定管理者として運営を行い、在宅の身体障害者に対し、入浴等の介護を中心とした生活介護や身体障害者福祉センター事業を実施し、身体障害者及び介護者の福祉向上を図る。

所在地 水戸市赤塚1－1

建物面積 708.79㎡

定員 30人

(11) 社会福祉審議会障害福祉専門分科会の開催

障害者施策の総合的かつ計画的な推進及び関係行政機関との連絡調整に関することについて協議する。

(12) 心身障害者扶養共済制度の加入促進

県条例に基づく共済制度の加入促進を図るとともに、掛金の徴収及び年金の支払業務を行う。

(13)市心身障害児（者）福祉手当の支給

在宅の重度心身障害児（者）又はこれらを介護している家族に対し、福祉手当を支給し福祉の増進を図る。

支 給 条 件	支 給 金 額
身 体 障 害 者 手 帳 1 , 2 級	3,500円／月
療 育 手 帳 ㊦ , A	
身体障害者手帳3級かつ療育手帳B	
身 体 障 害 者 手 帳 3 級	3,000円／月
療 育 手 帳 B	
20歳未満で身体障害者手帳4級	
20歳未満で療育手帳C	

(14)市難病患者見舞金の支給

根本的な治療法が未確立な病気を抱えている難病患者に対し、難病患者見舞金（月額3,000円）を支給し福祉の増進を図る。

(15)福祉手当の支給（国）

心身又は精神に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の障害者に対し、福祉手当を支給し重度障害者の福祉向上を図る。

- ・特別障害者手当（月額29,590円）

心身又は精神の障害が重度であり、また重複しているなどのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の者

- ・障害児福祉手当（月額16,100円）

ア 身体障害者手帳の障害等級がおおむね1級で20歳未満の者（2級の一部を含む）

イ IQがおおむね20以下又は同程度の精神障害がある20歳未満の者

- ・経過的福祉手当（月額16,100円）

昭和61年3月31日までに福祉手当を受給していて障害者基礎年金を受給できない20歳以上の者

(16)特別児童扶養手当（事務費）

心身又は精神に障害があり常時介護を必要とする状態の20歳未満の児童を監護する者に対し、特別児童扶養手当を支給し福祉の向上を図る。

- ・身体障害者手帳の障害等級がおおむね1, 2級の者

- ・療育手帳の判定が㊦, Aの者

- ・精神障害者保健福祉手帳がおおむね1級の者

月額 56,800円

- ・身体障害者手帳の障害等級がおおむね3級の者

- ・療育手帳の判定がおおむねBの者

- ・精神障害者保健福祉手帳がおおむね２級の者

月額 37,830円

(17) 地域自立支援協議会の運営

地域自立支援協議会を設置し、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりについての協議の場とする。

(18) 障害者共同受発注センターの設置

障害者の工賃向上と就労支援を行うため、水戸市障害者共同受発注センターを設置し、授産製品の開発や販路拡大に努める。

(19) 合理的配慮を支援する補助金の交付

飲食店等の個別店舗、宿泊施設等の事業所で、コミュニケーションツールの作成費用、物品の購入費、工事の施工費等への補助を実施して、合理的配慮を目に見える形にすることにより、障害者差別の解消とともに障害者に対する理解の促進を図る。

(20) 障害福祉サービス事業所等の指定

障害福祉サービス事業所等の指定・変更・更新等の各種届出及び事業所加算等に係る書類の審査及び受理を行う。

(21) 障害福祉施設整備費補助金の交付

社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、障害福祉サービスの充実を図る。

12 高齢者福祉

(1) 高齢者の生きがい対策

ア 高齢者お祝金の贈呈

満88歳、満100歳、満101歳以上の方に、それぞれ2万円、5万円、1万円を贈呈する。

(単位：円)

区分 年度	88歳			100歳			101歳以上		
	受給者(人)	年 額	総 額	受給者(人)	年 額	総 額	受給者(人)	年 額	総 額
令和4年度	1,339	20,000	26,780,000	88	50,000	4,400,000	117	10,000	1,170,000
令和5年度	1,473	20,000	29,460,000	69	50,000	3,450,000	112	10,000	1,120,000
令和6年度	1,522	20,000	30,440,000	87	50,000	4,350,000	119	10,000	1,190,000

イ 高齢者団体育成補助

- ・高齢者クラブ助成

高齢者クラブ活動（地域活動、教養の向上、健康の増進等）の促進と単位高齢者クラブの健全育成を図る。

単位高齢者クラブ補助 1クラブ 39,480円／年

令和7年4月1日現在 96クラブ

- ・市高齢者クラブ連合会（みとハピ）育成補助

連合会の健全育成を図るため、その活動費の一部を助成する。

ウ 敬老事業

- ・福寿のつどい

満75歳，満80歳，満85歳，満90歳以上の方を対象として，市社会福祉協議会支部等が各地区で実施する敬老慶祝事業・地域福祉事業に対し，補助金を交付する。

- ・金婚祝賀会事業

社会福祉協議会との共催により，結婚50年を迎える夫婦を招待して祝賀会を実施する。

エ 高齢福祉バスの運営

高齢者等の団体に対し，民間借上げバスを利用しての先進地視察，その他の研修を実施することにより，社会活動等の促進を図る。

オ 高齢者と子どものふれあい事業

生活文化の伝承活動など，高齢者と児童との世代間交流活動を通して，高齢者の生きがいと児童の健全育成を図る。

カ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

高齢者作品展，芸能発表大会，スポーツ大会の開催

キ シルバー人材センターの助成

高齢者に就業の機会を確保し能力の積極的な活用を図るとともに，社会参加を促進する。

(2) 要援護高齢者対策

ア はり・きゅう・マッサージ施術費助成

満70歳以上の高齢者，又は身体障害者手帳1・2級を持つ方が，市に登録した施術者から医療給付対象外のはり，きゅう，マッサージ等の施術を受ける場合に，1回につき1,000円を助成する。年5回以内。

イ 愛の定期便事業

満65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者の安否確認や孤独感の解消を図るため，近隣の方（ボランティア）が乳製品を持参し，定期的に訪問する。

ウ 日常生活用具給付事業

おおむね65歳以上の寝たきりやひとり暮らし等の高齢者を対象に，火災の防止や介助，自立生活などに必要な電磁調理器，安全杖等の日常生活用具の給付を行う。

エ 通院等支援サービス事業

満65歳以上で，住民税非課税世帯に属し，要介護3・4・5の認定を受けている方を対象に，リフト付きタクシーで医療機関や福祉施設への送迎を行う。

オ 白内障補助眼鏡等購入費用助成

老人性白内障の治療のため水晶体の摘出手術を受けた65歳以上の方で，住民税が

非課税世帯に属する方を対象に、医師が必要と認める眼鏡などの購入費用の助成を行う。

カ さわやか理美容事業

在宅で満65歳以上の要介護3・4・5の認定を受けている方を対象に、理容師又は美容師が自宅を訪問し理美容サービスを行う。年3回以内。

キ 介護予防住宅改善事業

65歳以上の自立者で住宅改善が必要とされる方を対象に、介護予防のため、手すりの取付けや段差解消等、住宅を改善する経費の一部を助成する。

ク 訪問ふとん乾燥サービス事業

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、専用乾燥車で自宅を訪問し、寝具類の乾燥消毒を行う。

ケ 軽度生活援助事業

65歳以上のひとり暮らし等の高齢者を対象に、入院時の洗濯や除草等、日常生活に必要な援助を行う。

コ 高齢者等短期宿泊事業

おおむね65歳以上で要介護及び要支援に該当せず、生活習慣等の指導や体調の調整が必要な方等を対象に、養護老人ホーム等での短期入所を行う。

サ 県央地域成年後見支援事業の実施

成年後見制度の利用促進を図るため、構成市町村及び水戸市社会福祉協議会と協同で広域中核機関を設置し、関係機関と連携して地域連携ネットワークの強化に取り組む。

シ 認知症高齢者等おでかけ安心保険事業

認知症高齢者が、日常生活における偶発的な事故で法律上の損害賠償責任を負った場合に被害者に支払うべき費用を補償する。また、認知症高齢者本人が交通事故により死亡又は後遺障害を生じた場合に、障害の程度に応じて保険金を支払う。

(3) 老人保護措置

在宅生活が不相当又は居宅において養護を受けることの困難な高齢者を、養護老人ホームに入所措置する。

(4) 高齢者福祉施設対策

ア 開江老人ホームの運営

環境上の理由及び経済的理由により、居宅生活が困難な高齢者を入所受託し、生活の世話を行う。

名 称	所 在 地	定員	敷 地	建 物	開設年月日
開江老人ホーム	双葉台4-254-1	110人	7,247.10㎡	3,164.45㎡	昭和21年10月1日

※ 指定管理者に社会福祉法人水戸市社会福祉協議会を指定

※ 平成27年3月1日付けで酒門老人ホーム白寿荘と合併

イ いきいき交流センターの運営

高齢者福祉の充実を目的に，高齢者の健康相談，機能訓練，入浴，教養の向上，レクリエーション活動，多世代交流などを行う。

名称及び所在地	建築構造	建築延床面積	敷地面積
いきいき交流センター柳堤荘 (本町 1 - 3 - 28)	鉄筋コンクリート造 2 階建	814.22㎡	1,265.88㎡
いきいき交流センターあかね荘 (石川 2 - 4094 - 1)	鉄筋コンクリート造 2 階建	856.54㎡	2,612.82㎡
いきいき交流センター葉山荘 (千波町1677)	鉄骨造平屋建	1,065.12㎡	3,978.00㎡
いきいき交流センター長者山荘 (渡里町3201 - 3)	鉄骨造 2 階建	1,278.14㎡	8,253.20㎡
いきいき交流センター常澄 (大場町472 - 1)	鉄筋コンクリート造 2 階建	1,165.77㎡	3,599.80㎡
いきいき交流センターふれしあ (吉沢町850)	鉄筋コンクリート造平屋建	994.07㎡	6,051.50㎡
いきいき交流センターあじさい (末広町 2 - 3 - 13)	鉄筋コンクリート造 3 階建	998.72㎡	979.12㎡
いきいき交流センターあかしあ (河和田 3 - 2274 - 1)	鉄筋コンクリート造 2 階建	1,779.48㎡ (ピロティ駐車場 266㎡含む)	2,858.84㎡

※ 指定管理者に水戸市社会福祉協議会を指定

使用料（個人）

区 分		使用料
本市居住者	60歳以上の方	無 料
	60歳未満の方	300円
市 外 居 住 者		300円

※ 入浴施設使用料… 1 回100円（回数券 7 回500円）

子育て支援事業（いきいき交流センターあかしあのみ）

区 分	使用料
本市居住の未就学児及び保護者	無 料

ウ 内原高齢者センター

高齢者の生きがいのづくりの推進と健康及び福祉の増進を図る。

所 在 地 内原町1397 - 5

建 築 構 造 木造平屋建

建築延床面積 351.11㎡

敷 地 面 積 1,370.43㎡

(5) 地域支援事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定者及び事業対象者（基本チェックリスト該当者）の社会参加，介護予防及び自立した日常生活のためのニーズに対応するため，介護サービス事業者，リハビリテーション専門職及び地域住民主体の活動によるサービスを提供する。

(ア) 訪問型・通所型サービス

要支援者及び事業対象者（基本チェックリスト該当者）を対象に，できる限り介護を必要としない生活を続けられるよう，介護予防と生活支援に関するサービスを提供する。

- ・介護予防ホームヘルプサービス・介護予防デイサービス

予防給付の訪問介護及び通所介護に相当するサービス

- ・住民主体生活支援サービス実施団体への活動補助

要支援認定者等を対象とした，住民等による生活支援サービスを実施する団体等への活動補助を行う。

- ・訪問型・通所型介護予防事業

フレイル状態にある要支援認定者等が元の生活を取り戻す「リエイブルメント」の考え方にに基づき，生活機能維持・向上のため，リハビリテーション専門職による面談を中心とした短期集中（３か月程度）プログラムを実施する（訪問型は自宅で月２回，通所型は公共施設等で週１回）。

(イ) 介護予防ケアマネジメント事業

要支援認定者等が介護予防・生活支援サービス等を適切に利用できるようケアマネジメントを実施する。

イ 一般介護予防事業

(ア) 介護予防普及啓発事業

全ての高齢者を対象として，介護予防の知識を普及啓発するための事業を実施する。

- ・元気アップ・ステップ運動教室

寝たきりの主要因である脳血管疾患や転倒による骨折の予防を目的に，個人の身体状況や体力に応じた有酸素運動と筋力トレーニングを中心とした運動を指導する。

- ・いきいき健康クラブ

転倒予防の体操やレクリエーション，会話等を通して，地域に住む多くの方々がお互いに交流し，健康づくりを行う。

- ・シルバーリハビリ体操教室

筋力や柔軟性の向上と生活動作を楽にするため，いつでも，どこでも，一人でも取り組めるリハビリ体操を行う。

- ・シニアライフ講座

フレイルを予防するために、健康に関する講話や体操などを行う。

- ・認知症スクリーニング検査

認知機能の測定等を行い、認知症のリスクのある方の早期発見と適切な支援に結び付ける。

- ・介護予防講座

介護予防についての知識の普及・啓発を図るため、各種講座を開催する。

(イ) 地域介護予防活動支援事業

介護予防に資する多様な住民主体の通いの場等の活動に携わるボランティア等の育成及び支援を行うための事業を実施する。

- ・元気アップ・ステップ運動サポーター養成

介護予防についての知識と正しい運動方法等を指導し、地域で開催する教室のサポーターを養成する。

- ・いきいき健康クラブ地域指導員養成

いきいき健康クラブの自主活動を支援するため、地域のボランティアである地域指導員を養成する。

- ・シルバーリハビリ体操指導士養成

介護予防のためのリハビリの知識や体操の普及活動を行う３級指導士を養成する。

(ウ) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組の機能を強化し充実させるために、地域ケア会議や住民主体の通いの場等へリハビリ専門職等を派遣し、助言や指導を行う。

ウ 包括的支援事業

(ア) 地域包括支援センターの運営

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続できるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するため、地域の社会資源のコーディネート等を行う中核機関として、水戸市地域包括支援センター（日常生活圏域において包括的支援事業を実施する「高齢者支援センター（直営１，委託７）」と高齢者支援センター間の連絡調整及び介護予防支援業務（要支援認定者に対するケアマネジメント）を実施する「基幹型」（直営）から構成）を設置し、次の a ～ e に示す包括的支援事業を実施する。実施に当たり、被保険者、学識経験者、福祉関係機関等で構成する水戸市地域包括支援センター運営協議会を設置し、地域包括支援センターの公正・中立性の確保及び円滑で適正な運営を図っている。

なお、地域団体、民間事業者等との連携により、援護を要すると思われる市民の異変等を活動等に支障のない範囲で市に連絡することで地域を緩やかに見守る「水戸市安心・安全見守り隊」推進事業は、包括的支援事業の一部として実施し

ている。

- a 総合相談支援業務
- b 権利擁護業務
- c 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- d 在宅医療・介護連携推進事業に係る地域住民への普及啓発業務
- e 認知症施策推進事業に係る認知症地域支援・ケア向上業務

名 称	担当中学校区等
中央高齢者支援センター	第一・第二中学区
東部高齢者支援センター	第三・千波中学区
南部第一高齢者支援センター	第四中学区
南部第二高齢者支援センター	緑岡・見川・笠原中学区
北部高齢者支援センター	飯富中・国田義務教育学区，第五・石川中学区
西部高齢者支援センター	赤塚・双葉台中学区
常澄高齢者支援センター	常澄中学区
内原高齢者支援センター	内原中学区
基幹型	全域，介護予防支援業務

(イ) 介護支援専門員支援事業

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の一環として，介護支援専門員の資質向上のために，技術援助，研修会の開催，制度や施策等の情報提供などを実施する。

(ロ) 高齢者権利擁護事業

日常生活自立支援事業，成年後見制度の利用促進及び高齢者虐待防止の啓発や相談・通報への対応，高齢者の保護や擁護者に対する支援を行う。

(ハ) 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療と介護を一体的に提供するため，医療機関と介護事業所の連携を推進する。

(ニ) 生活支援体制整備事業

生活サービスの担い手（NPO，協同組合，ボランティア等）と連携しながら，多様な日常生活上の支援体制の充実強化と，高齢者の社会参加の促進を図る。

(ホ) 認知症総合支援事業

・認知症初期集中支援推進事業

医療・福祉の専門職及び医師からなる認知症初期集中支援チームを設置し，医療・介護につながらない認知症の人などに対し，初期支援を集中的に実施する。

・認知症地域支援・ケア向上事業

高齢者支援センターに配置された認知症地域支援推進員を中心に，認知症に対

する理解の促進，認知症の人の家族を支援するための取組（認知症カフェ等）等を実施する。

- ・認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みを整備する。

エ 任意事業

(7) 介護給付等費用適正化事業

介護給付等に要する費用の適正化を図るため，利用者に対して介護給付費の通知をするなど，介護（予防）給付について，必要とされるサービスが適正に提供されているか検証する。

(4) 家族介護支援事業

- ・認知症高齢者等家族支援位置探索サービス助成事業

おおむね65歳以上で，認知症により帰宅が困難になるおそれのある高齢者を介護する家族に対し，所在位置を探索して，早期発見できるシステムの利用を推進し，費用の助成を行う。

- ・家族介護慰労金の支給

65歳以上で，介護保険の要介護4・5に認定された住民税非課税世帯の方で，過去1年間介護保険のサービスを利用しなかった場合，その方を主に介護している家族に100,000円の慰労金を支給する。

- ・家族介護用品給付事業

在宅で，要介護3・4・5（要介護3については，排尿・排便に見守り又は介助が必要な方）の認定を受けている住民税非課税世帯に属する方を対象に，紙おむつや尿取りパッド等を給付する。

(5) その他の事業

- ・成年後見制度利用支援事業

成年後見制度における市長申立ての適切な実施及び成年後見人等への報酬支払いが困難な方への助成を行う。

- ・認知症サポーター養成事業

認知症について正しく理解し，認知症の方やその家族を温かく見守る支援者を養成する。

- ・介護サービス相談員派遣事業

施設やサービス利用者の自宅に相談員を派遣し，利用者から話を聞いて利用者の疑問，不安等の解消を図るとともに，サービス事業所への橋渡し役を担い，介護サービスの質の向上を図る。

- ・生活支援配食サービス事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方で，要介護又は要支援

に認定され、心身の障害等により調理が困難な方に対し、夕食を配達して高齢者の在宅生活を支援する。

・在宅見守り安心システム事業

ひとり暮らしの高齢者等が自宅での急病、事故等のため援助を必要とするときに、民間の受信センターへ通報して助けを呼ぶことができる緊急通報装置の貸与を行う。また、24時間体制で健康や介護についての相談に応じたり、月1回程度安否確認のための電話を入れたりするサービスをあわせて行う。

13 社会福祉法人，社会福祉施設等に対する指導監査

社会福祉法や老人福祉法，児童福祉法，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律，介護保険法等の規定に基づき，関係法令，通知等に沿った法人・施設運営や事業運営が行われているかどうかを確認するとともに，法人や事業者に対し助言や指導を行うことで，適正な法人・施設運営が行われることを目指し，社会福祉法人，社会福祉法人が設置・運営する社会福祉施設等に対する指導監査を行う。

検査・指導等の実施状況 （令和7年3月31日現在）

種別		対象件数	実施件数
社会福祉法人		35	10
社会福祉施設	保護施設	1	0
	特別養護老人ホーム	31	10
	養護老人ホーム	1	0
	軽費老人ホーム	5	4
	障害者支援施設	6	2
	児童福祉施設	56	56
介護サービス事業（介護予防を除く。）		557	183
障害福祉サービス事業		481	156
地域型保育事業		27	25
有料老人ホーム		59	18
認可外保育施設		39	39

14 介護保険

(1) 第1号被保険者数（令和7年3月31日現在）

区 分	人 数
前期高齢者（65歳以上75歳未満）	31,398人
後期高齢者（75歳以上）	41,481人
合 計	72,879人
うち住所地特例該当者	228人

(2) 介護保険料

ア 第1号被保険者介護保険料収入の状況（令和6年度）

区 分	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	収 納 率	
					本年度	前年度
特別徴収現年度分	4,662,238,960円	4,662,238,960円			100%	100%
普通徴収現年度分	652,169,000円	602,198,841円		49,970,159円	92.34%	91.25%
普通徴収滞納繰越分	120,698,927円	17,648,065円	36,558,877円	66,491,985円	14.62%	14.68%
合 計	5,435,106,887円	5,282,085,866円	36,558,877円	116,462,144円	97.18%	97.05%

イ 第1号被保険者保険料（令和6年度）

所得段階	対 象 と な る 方	月 額 保 険 料	年 額 保 険 料
第1段階	生活保護受給者の方 世帯全員が市町村民税非課税の方で、老齢福祉年金受給者の方 世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	1,740円 (基準額×0.285)	20,880円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、前年の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	2,960円 (基準額×0.485)	35,520円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の方で、第1・第2段階に該当しない方	4,180円 (基準額×0.685)	50,160円
第4段階	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、前年の公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	5,490円 (基準額×0.90)	65,880円
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税で、第4段階に該当しない方	6,100円 (基準額)	73,200円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	7,320円 (基準額×1.20)	87,840円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	7,930円 (基準額×1.30)	95,160円

所得段階	対 象 と な る 方	月 額 保 険 料	年 額 保 険 料
第 8 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	9,150円 (基準額×1.50)	109,800円
第 9 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	10,370円 (基準額×1.70)	124,440円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	11,590円 (基準額×1.90)	139,080円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	12,810円 (基準額×2.10)	153,720円
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上1,000万円未満の方	14,640円 (基準額×2.40)	175,680円
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	16,470円 (基準額×2.70)	197,640円

(3) 要介護及び要支援認定の状況

ア 要介護及び要支援認定申請の状況（令和6年度）

区 分	件 数
新 規	3,552件
更 新	4,262件
区 分 変 更	2,111件
合 計	9,925件

イ 介護認定審査会の実施状況（令和6年度）

審査会開催回数 233回

審査判定件数 9,410件

ウ 要介護及び要支援認定被保険者数（令和7年3月31日現在）

区 分	認定者数	割 合
要 支 援 1	1,294人	9.0%
要 支 援 2	2,104人	14.6%
要 介 護 1	3,260人	22.6%
要 介 護 2	2,995人	20.7%
要 介 護 3	2,160人	14.9%
要 介 護 4	1,669人	11.5%
要 介 護 5	973人	6.7%
合 計	14,455人	100.0%

(4) 令和6年度保険給付の状況

ア 介護給付費及び予防給付費

(7) 件数及び給付額

(単位：件，日，円)

区 分	介 護 給 付 費			予 防 給 付 費		
	件 数	日数・回数	給付額	件 数	日数・回数	給付額
訪 問 介 護	26,589	334,761	8,673,694,059	0	0	336,139,562
訪 問 入 浴 介 護	1,102	5,206		19	57	
訪 問 看 護	13,050	76,807		2,003	7,863	
訪 問 リ ハ ビ リ	4,305	22,996		600	2,960	
通 所 介 護	34,496	332,161		0	0	
通 所 リ ハ ビ リ	13,563	101,082		4,942	26,301	
短 期 入 所 生 活 介 護	8,580	129,161		172	893	
短 期 入 所 療 養 介 護	1,048	8,046		27	91	
福 祉 用 具 貸 与	52,726			9,380		
居 宅 療 養 管 理 指 導	31,379	60,615		727	1,231	
特定施設入居者生活介護	3,179	92,880		326	9,587	
認知症対応型通所介護	288	3,896	3,909,462,049	0	0	13,221,895
小規模多機能型居宅介護	1,501	33,711		73	1,251	
認知症対応型共同生活介護	5,986	176,131		29	883	
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	505	15,048				
地 域 密 着 型 通 所 介 護	11,983	138,685				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	810	21,599				
看護小規模多機能型居宅介護	1,723	35,887				
福 祉 用 具 購 入 費	988		25,687,504	198		4,803,826
住 宅 改 修 費	414		34,733,277	153		14,224,422
居 宅 介 護 支 援	78,554		1,217,006,191	14,646		72,272,941
介護老人福祉施設	16,953	491,216	8,049,273,139			
介護老人保健施設	11,197	314,114				
介護療養型医療施設	0	0				
介 護 医 療 院	172	4,792				
合 計			21,909,856,219			440,662,646

(イ) 居宅サービスの利用限度額

要介護度	利用限度額 (1か月当たりの単位※)	特定福祉用具購入 (1年度当たりの額)	住宅改修 (1住宅当たりの額)
要 支 援 1	5,032単位	100,000円	200,000円
要 支 援 2	10,531単位		
要 介 護 1	16,765単位		
要 介 護 2	19,705単位		
要 介 護 3	27,048単位		
要 介 護 4	30,938単位		
要 介 護 5	36,217単位		

※ 1 単位はサービスの種類によって、10～10.7円

イ 高額介護給付費

(ア) 件数及び給付額

区 分	件 数	給 付 額
要 介 護	49,270件	659,635,220円
要 支 援	335件	718,839円
合 計	49,605件	660,354,059円

(イ) 自己負担の上限額（月額）

区 分		世 帯	個 人
生活保護受給者等		15,000円	
世帯全員が 住民税 非課税	老齢福祉年金受給者	24,600円	15,000円
	合計所得金額と課税年金 収入額の合計が80万円 以下の方	24,600円	15,000円
		24,600円	
住民税課税世帯で課税所得380万円未満		44,400円	
課税所得380万円以上690万円未満		93,000円	
課税所得690万円以上		140,100円	

ウ 高額医療合算介護給付費

(ア) 件数及び給付額

区 分	件 数	給 付 額
要 介 護	2,516件	76,174,723円
要 支 援	35件	337,278円
合 計	2,551件	76,512,001円

(イ) 自己負担の上限額（年額）

区 分		後期高齢者医療制度 ＋ 介護保険	被用者保険又は国民健康 保険 ＋ 介護保険 (70歳～74歳の方がいる世帯)
現役 並み 所得者	課税所得690万円以上	2,120,000円	2,120,000円
	課税所得380万円以上	1,410,000円	1,410,000円
	課税所得145万円以上	670,000円	670,000円
一 般		560,000円	560,000円
低所 得者	Ⅱ	310,000円	310,000円
	Ⅰ	190,000円	190,000円

区 分		被用者保険又は国民健康保険 + 介護保険 (70歳未満の方がいる世帯)
所得 (基礎控除後の総所得金額)	901万円超	2,120,000円
	600万円超901万円以下	1,410,000円
	210万円超600万円以下	670,000円
	210万円以下	600,000円
住民税非課税世帯		340,000円

エ 特定入所者介護給付費

(ア) 件数及び給付額

区 分	件 数		給 付 額
	食 費	居 住 費	
要 介 護	16,624件	15,029件	474,408,806円
要 支 援	55件	32件	316,215円
合 計	16,679件	15,061件	474,725,021円

(イ) 自己負担額(月額)

(単位：円)

対 象 者		食 費	居 住 費			
			多 床 室	従 来 型 個 室	ユニット型 個室的多床室	ユニット型 個 室
生活保護受給者等		300 【300】	0	550 (380)	550	880
世帯全員が 市町村民税 非課税	老齢福祉年金受給者	300 【300】	0	550 (380)	550	880
	合計所得金額＋課税年金 収入額＋非課税年金収入 の合計が80万円以下の方	390 【600】	430	550 (480)	550	880
	合計所得金額＋課税年金 収入額＋非課税年金収入 の合計が80万円超120万 円以下の方	650 【1,000】	430	1,370 (880)	1,370	1,370
	合計所得金額＋課税年金 収入額＋非課税年金収入 の合計が120万円超の方	1,360 【1,300】	430	1,370 (880)	1,370	1,370
基 準 額		1,445	437 (915)	1,728 (1,231)	1,728	2,066

※ () の金額は介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合

※ 【 】 の金額は短期入所生活介護を利用した場合

オ 審査支払諸費

審査支払手数料 351,882件 20,057,274円

(5) 社会福祉法人等軽減制度補助金

区 分	自己 負担率	軽減率	軽減 対象者	補助対象 事業所数	補助額
訪問介護，訪問入浴介護，通所 介護，短期入所生活介護など18 サービス	7.5%	2.5%	34人	3 か所	1,608,487円